

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）に おける「子ども・子育て支援法に基づく市町村 計画」の中間年の見直しについて

(1) 中間年の見直しの概要について

◆趣旨

国の通知に基づき、大阪市こども・子育て支援計画の中間年である令和4年度に、事業計画の見直しを行う。

◆国の通知

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 令和4年3月18日付け事務連絡
「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」

- ・どのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

◆見直しの範囲

ア 児童数（0歳から11歳まで）

イ 就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）

- ・ 1号認定（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）
- ・ 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）
- ・ 3号認定（0～2歳、保育の必要性あり）

ウ 地域子ども・子育て支援事業

- ①延長保育事業（時間外保育事業） ②児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業
- ③子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業） ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり事業（幼稚園在園児対象） ⑥一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）
- ⑦病児・病後児保育事業 ⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑨利用者支援事業 ⑩妊婦健康診査 ⑪乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫養育支援訪問事業（子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）

◆見直し方法について（国の通知及び本市の考え方）

▶ . . . 本市の考え方

ア 児童数（0歳から11歳まで）

▶ 国の通知には、児童数に関する内容はないが、令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口・外国人人口を令和4年4月1日現在とし、計画の児童数と比較。いずれかの年齢で10%以上の乖離がある場合、要因分析及びそれに基づく見直しを行う。

イ 就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（1）実績値の把握

市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこと。

▶ 大阪市では、直近の令和4年4月1日時点における実績値を使用する。（1号認定は5月1日時点）

（2）実績値と計画の「量の見込み」との比較

実績値について、教育・保育給付認定区分ごとに、計画の「量の見込み」と比較し10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこと。

（3）要因分析と「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものかどうかの要因分析が必要。

（4）提供体制の確保内容の変更

「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保内容の変更に併せて、必要に応じて、見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこと。

▶ 大阪市では、直近の実績値に基づき、算出。教育・保育と同様に乖離が大きい場合は見直しを行う。

◆見直し方法について（地域子ども・子育て支援事業 詳細）

ウ 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保内容の変更に併せて、必要に応じて、見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこと。

▶大阪市では、直近の実績値に基づき、算出。教育・保育と同様に乖離が大きい場合は見直しを行う。

$$\text{地域子ども・子育て支援事業} \quad \frac{\text{令和3年度の実績値}}{\text{令和3年の量の見込み}} \leq 90\% \quad \text{又は} \quad \geq 110\% \text{の場合は見直し※1}$$

※1 10%以上の乖離があっても新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、令和5年度及び令和6年度においては感染状況が一定落ち着いたと想定して、量を見込む。また、10%以上でない場合でも100%を超えていれば見直し(増)を行う場合がある。

⇒「量の見込み」の見直しとしては、下記の3パターンが考えられる。

- ①計画の量の見込みと実績値を比較し10%以上乖離がある場合、計画を見直す。
- ②10%以上の乖離があっても新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、令和5年度及び令和6年度においては感染状況が一定落ち着いたと想定して、量を見込み、需要が回復すると考えられる場合は見直しを行わない。
- ③計画の量の見込みと実績値を比較し、乖離が増減10%未満に収まっている場合、見直しを行わない。

ウ 地域こども・子育て支援事業

計画値 大阪市 計

事業名		提供区域			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区	量の見込み	人		16,696	17,251	17,696	18,134	18,565
			確保の内容			20,340	20,789	20,998	21,294	21,491
②	児童いきいき放課後事業・ 留守家庭児童対策事業	行政区	量の見込み	低学年	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
			確保の内容			32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
			量の見込み	高学年		15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
			確保の内容			15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
③	子どものショートステイ事業 （子育て短期支援事業）	市全域	量の見込み	人日		1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
			確保の内容			1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
④	地域子育て支援拠点事業	行政区	量の見込み	人回 か所		469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
			確保の内容			141	141	141	141	138
⑤	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象）	行政区	量の見込み	1号	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
			確保の内容			655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
			量の見込み	2号		477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
			確保の内容			477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
⑥	一時預かり事業 （幼稚園在園児以外対象）	行政区	量の見込み	人日		89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
			確保の内容			89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
⑦	病児・病後児保育事業	市全域	量の見込み	人日		43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
			確保の内容			43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
⑧	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	行政区	量の見込み	就学前	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
			確保の内容			17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
			量の見込み	学童期		3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
			確保の内容			3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
⑨	利用者支援事業	行政区	量の見込み	か所		24	24	24	24	24
			確保の内容			24	24	24	24	24
⑩	妊婦健康診査	行政区	量の見込み	人数 健診回数		23,986	24,086	24,002	24,090	24,212
						277,694	278,781	277,769	278,727	280,076
⑪	乳児家庭全戸訪問事業	行政区	量の見込み	人数		19,854	19,938	19,865	19,939	20,049
⑫	養育支援訪問事業	市全域	量の見込み	人		—	—	—	—	—
	a（子ども家庭支援員）					353	388	426	468	514
	b（エンゼルサポーター）					221	243	267	293	322
	c（専門的家庭訪問支援事業）					521	523	521	523	526

② 児童いきいき放課後事業・留守家庭対策事業

放課後や長期休業期間において、こどもが安全に伸び伸び遊んだり、さまざまな活動を体験できる場づくりを推進する。

対象年齢	提供区分
小学生	行政区

▶ 計画策定時における計画値の算定方法

量の見込み算出方法	確保数算出方法	単位
・低学年： 年齢別推計人口(各区：小学生) × 家庭類型(A 5 B C E) × 利用意向率 = ニーズ量 ・高学年： ニーズ調査結果が実績と著しく乖離するため、平成30年度実績に、低学年のニーズ量の増減率を乗じて算出	・量の見込みと同数（「児童いきいき放課後事業」が全児童対策として実施しているため）	人（基準月の登録児童数） 行政区の状況については、参考資料3-6を参照

▶ 量の見込み

全体	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画値	48,046	47,783	47,641	47,392	46,948
実績値	45,705	41,347			
乖離率	▲4.9%	▲13.5%			

▶ 左記のうち、国の放課後児童健全育成事業補助対象量

国関係分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画値	5,762	5,771	5,784	5,771	5,727
実績値	6,201	6,079			
乖離率	7.6%	5.3%			

乖離の要因	【全体】コロナが原因で利用控えがあり、登録児童数が減少した。特に高学年においては1人でも留守番が可能な児童もいることから利用控えによる影響は大きい。 【国関係分】コロナ感染症予防の観点から、他の受け入れ先（祖父母の家など）の利用が困難な状況が生じたことで、一人で留守番されることが心配な低学年の登録児童数が増えたと見込まれる。
令和5年度・6年度の見込み及び対応	【全体】コロナが落ち着けば、利用控えは少なくなり、計画に近い登録児童数があると見込むため、計画数は見直さない。 【国関係分】全体では少し計画を上回るものの、コロナが落ち着けば、計画に近い登録児童数になると見込むため、計画数は見直さない。

中間年見直しの有無

あり

なし

◆中間見直しにかかるスケジュール

6月16日 令和4年度第1回こども・子育て支援会議において、見直し方法の説明

6月16日以降 大阪市において、量の見込み及び確保の内容に見直しが必要か検討

9月30日 令和4年度第1回こども・子育て支援会議
教育・保育・子育て支援部会において意見聴取

11月14日 令和4年度第1回こども・子育て支援会議
(本日) 放課後事業部会において意見聴取

11月17日 (予定)
令和4年度第2回こども・子育て支援会議において、見直し案を審議